

平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会

運営要領

(目的)

第1条 この要領は、平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会規則（平成30年3月30日奈良県規則第65号。以下「規則」という。）第8条の規定により、「平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(検討内容)

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) “歴史体験学習館”の機能やデザインに関すること
- (2) 平城宮跡歴史公園朱雀大路東側地区（県整備区域）整備計画案に関する
こと
- (3) パブリックコメント案に関すること
- (4) その他必要な事項

(会議の招集)

第3条 委員長は、規則第5条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を定め、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局平城宮跡事業推進室長が委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、委員長が公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 会議においては、写真撮影及びカメラ撮影は禁止することとする。
- 3 その他会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

(議事録)

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、委員長が公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(進め方)

第6条 委員会を複数回開催し、平城宮跡歴史公園朱雀大路東側地区（県整備区域）整備計画（以下、整備計画という。）素案をとりまとめる。

- 2 整備計画（素案）をもとに県が実施するパブリックコメントに寄せられる意見について尊重し、整備計画（案）に反映のうえ、とりまとめる。
- 3 整備計画（案）もとに県が実施する議会報告で指摘された事項については整備計画（最終案）に反映し、とりまとめる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局平城宮跡事業推進室に置く。

- 2 必要に応じて、コンサルタントを事務局員として委員会に出席させる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償額に関する規則に定めるところによる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成30年7月13日より施行する。
- 2 平成30年8月7日、本要領の一部を改正する。
- 3 令和2年7月30日、本要領の一部を改正する。